ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health , Labour and Welfare

Press Release

令和２年 12 月 25 日
【照会先】
職業安定局障害者雇用対策課
課　　長　　小野寺　徳子
主任障害者雇用専門官　　戸ヶ崎　文泰
（代表電話）03（5253）1111（内線 5650、5868）
（直通電話）03（3502）6775

報道関係者　各位

障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく企業名公表について

～障害者の雇用状況に改善が見られない1社を公表します～

○　民間企業については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」（以下「障害者雇用促進法」）第47条に基づき、障害者雇入れ計画の適正実施勧告に従わず、障害者の雇用状況に改善が見られない場合、企業名を公表することができることとなっていますが、厚生労働省は25日、1社について、次の通り企業名を公表します。

【障害者の雇用状況に改善が見られない企業】
成豊建設　株式会社（本社：東京都渋谷区、代表者　上山　晃彦、土木工事業）

1　企業名の公表

平成30年度は、平成27年の1月1日を始期とし平成28年12月31日を終期とする雇入れ計画を作成した246社のうち雇用状況の改善が特に悪かった26社と、平成29年度に公表猶予した2社の計28社を対象に、障害者の雇用状況に改善が見られない場合、企業名を公表することを前提とした指導を実施してきました。

その結果、上記の1社は、現在に至るまでも雇用状況に改善が見られないため、企業名を公表します。[注]

当省では今後、企業名を公表した企業に対し、引き続き、雇用率達成に向けた指導を実施する予定です。

（注）　平成30年の障害者不適切計上による公務部門における障害者採用により、影響が生じる可能性があった民間企業への対策として、令和元年度においては、特例的に「行政措置」の猶予を実施しました。
　これにより、本来指導終了後の平成31年１月１日以降、雇用状況に改善が見られない企業については平成31年３月末に公表とするところ、今般公表するものです。

＜公表企業数の推移（単位：社）＞

年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	２年度
企業数	6	3	0	0	8	0	2	0	0	0	1

＜参考＞

障害者雇用促進法では、障害者の雇用を促進するため、民間企業に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業は2.2%）以上の障害者の雇用を義務付けています。法定雇用率を達成

していない場合は、厚生労働大臣が「障害者雇入れ計画」の作成命令（第46条第１項）や計画の適正実施の勧告（第46条第６項）を行い、勧告に従わない場合は、企業名を公表できることになっています（第47条）。

民間企業に対する指導の概要

(1) 対象企業

下記①～②に該当する合計28社
① 平成30年度の公表を前提とした特別指導の対象である26社
② 平成30年３月30日に企業名公表を猶予した２社

(2) 対象企業に対する指導の実施

対象企業を管轄する公共職業安定所長から、対象企業に対し、障害者の雇用に関する事業主の責務、障害者の雇用の現状、これまでの雇用率達成指導の経緯等について十分説明の上、様々な雇用事例の提供や助言、求職情報の提供、面接会への参加勧奨等を行いつつ、雇用義務を達成するよう指導・支援を継続的に実施しました。これと併せて、必要に応じて都道府県労働局幹部による訪問指導、厚生労働省に来省を求めての指導を実施しました。

さらに、これらを踏まえて、都道府県労働局及び公共職業安定所においても、引き続き指導・支援を行いました。

(3) 公表基準

平成31年１月１日現在において、実雇用率が平成29年の全国平均実雇用率（1.97%）未満の場合（法定雇用障害者数が４人以下の企業については当該数が３～４人で雇用障害者数が０人の場合）で、令和２年３月末日現在[注]においても同様の場合、企業名を公表することとしています。

なお、上記①の企業については、下記ア又はイのいずれかに該当する場合は、初回の公表に限り公表を猶予することとしています。

ア 直近の障害者雇用の取組の状況から、実雇用率が速やかに平成29年の全国平均実雇用率（1.97%）以上、又は不足数が０人となることが見込まれるものであること。
イ 特別指導期間終了後の１月１日から１年以内に特例子会社の設立を実現し、かつ、実雇用率が平成29年の全国平均実雇用率（1.97%）以上、又は不足数が０人となると判断できるものであること。

（注） 平成30年の障害者不適切計上による公務部門における障害者採用により影響が生じる可能性があった民間企業への対策として、令和元年度においては、特例的に「行政措置」の猶予を実施しました。
これにより、本来特別指導終了後の平成31年１月１日現在において公表を判断し平成31年３月に公表とするところ、行政措置の猶予が終了する令和２年３月末日現在を公表の判断時点としました。

(4) 指導の結果

① 平成30年度の公表を前提とした特別指導対象企業（26社）に対する指導の結果、対象企業のうち24社については（3）の基準を上回る実雇用率の改善等が

認められましたが、残りの２社については改善が認められなかったため、障害者雇用促進法第47条の規定に基づき公表することとしました。
　なお、(3)のア又はイの基準を満たした企業が１社あり、公表を猶予することとしました。

②　平成30年３月30日に企業名公表を猶予した企業（２社）に対する指導の結果、全ての企業について(3)の基準を上回る実雇用率の改善が認められました。

(5) 今後の指導

公表企業及び公表を猶予した企業に対しては、今後も引き続き、法定雇用率達成に向けた指導を実施します。
　また、全国平均実雇用率以上となったものの法定雇用率を達成するまでには至っていない企業についても、早急に達成するよう、引き続き指導を実施します。

民間企業に対する指導の結果等

（表1） 対象企業の状況

規模別	1,000人以上規模企業	9社
	1,000人未満規模企業	19社
産業別	建設業	1社
	製造業	3社
	情報通信業	4社
	卸売業、小売業	10 社
	宿泊業、飲食サービス業	2社
	生活関連サービス業・娯楽業	2社
	医療、福祉	3社
	サービス業（他に分類されないもの）	2社
	教育、学習支援業	1社
合　　計		28社

（表2） 指導の結果

雇用義務を達成した企業	8社	
全国平均実雇用率を上回った企業	15社	
法定雇用障害者数３～４人企業で障害者を１人以上雇用した企業	3社	
実雇用率が速やかに全国平均実雇用率以上又は、不足数が０人となることが見込まれるもの。	1社	（公表猶予）→ 引き続き、法定雇用率達成に向けて指導を実施
１年以内に特例子会社の設立を実現し、かつ、実雇用率が全国平均実雇用率以上又は、不足数が０人となると判断できるもの。	0社	（公表猶予）→ 引き続き、法定雇用率達成に向けて指導を実施
公表に至った企業	1社	（公　表）→ 引き続き、法定雇用率達成に向けて指導を実施
合　　計	28社	

今回の公表企業に係る雇用率達成指導の流れ図

（平成30年度※5の公表を前提とした特別指導実施企業）

平成27年10月～12月　**雇入れ計画作成命令**

平成27年6月1日現在の雇用状況を踏まえて、274社に対し発出

※1　翌年１月を始期とする２年間の計画を作成するよう、公共職業安定所長が命令を発出（法第46条第１項）

平成28年1月　**雇入れ計画の実施**

（2年間：平成28年1月～平成29年12月）

雇入れ計画期間

平成28年9月～10月　**安定所長名の雇用勧奨状**

平成29年2月～3月　**適正実施勧告**

（84社に対し発出）

※2　計画の実施状況が悪い企業に対し、適正な実施を勧告（計画の２年目）（法第46条第６項）

平成29年4月　**労働局長名の雇用勧奨状**

※3　適正実施勧告を発出した企業へ送付

平成29年12月末　**雇入れ計画期間満了**

平成30年4月

平成30年12月　**特別指導**
（9カ月間：平成30年4月～12月）

（26社に対し実施）

※4　雇用状況の改善が特に遅れている企業に対し、公表を前提とした特別指導を実施

※5　平成30年の障害者不適切計上による公務部門における障害者採用により影響が生じる可能性があった民間企業への対策として、令和元年度においては、特例的に「行政措置」の猶予を実施した。
　これにより、本来平成31年３月末に公表予定であった企業を今般公表するものである。
　特別指導後も、現在に至るまで労働局、安定所による継続的な指導を実施した。

令和2年12月　**公表**

（法第47条）

（公表1社、公表猶予1社）

成豊建設株式会社について

１　企業概要

○　企 業 名　　成豊建設株式会社
○　所 在 地　　東京都渋谷区渋谷１－６－４　せいこうビル
○　代表者名　　上山　晃彦
○　事業内容　　土木工事業

２　指導経過

平成27年12月８日	法第46条第１項に基づき、渋谷公共職業安定所長から障害者雇入れ計画作成命令を発出
平成28年１月１日～	雇入れ計画の実施（計画期間　２年間）
平成28年２月28日	雇入れ計画の適正実施勧告を発出
平成29年12月31日	雇入れ計画の期間満了
平成30年４月～	特別指導の対象企業に選定し、特別指導を開始（～平成30年12月）
平成31年１月～	現在に至るまで労働局、安定所による継続的な指導を実施

以上のような一連の指導の下で、企業側においては障害者向けの求人が提出され、障害者の雇い入れに向けた取組を行ったものの、障害者の雇入れに向けた求人条件や職務の見直しが十分でないため、障害者の雇用が進まず、令和２年３月31日現在の実雇用率が1.45％と低い水準にとどまっている。その後の指導を通じて、実習の受け入れを行うなど新たな取組を行ったが、現在に至るまで雇用状況の改善に結びつかなかった。

３　障害者雇用状況の推移

	基礎労働者数	障害者の数	実雇用率	不足数
H27.6.1	510.0	4.0	0.78	6.0
H28.6.1	588.0	4.0	0.68	7.0
H29.6.1	541.0	5.0	0.92	5.0
H30.6.1	502.0	6.0	1.20	5.0
H31.1.1	487.0	7.0	1.44	3.0
R1.6.1	455.0	8.0	1.76	2.0
R2.3.31	414.0	6.0	1.45	3.0
R2.6.1	433.0	6.0	1.39	3.0

（注1）　障害者の数には、重度障害者のダブルカウント等が含まれている。
（注2）　令和２年12月1日現在、障害者の数は5.0人、実雇用率1.09％、不足数5.0人であり、依然として未達成である。

（参考）

○　障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）（抄）

（対象障害者の雇用に関する事業主の責務）

第三十七条　全て事業主は、対象障害者の雇用に関し、社会連帯の理念に基づき、適当な雇用の場を与える共同の責務を有するものであつて、進んで対象障害者の雇入れに努めなければならない。

２　この章、第八十六条第二号及び附則第三条から第六条までにおいて「対象障害者」とは、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第四十五条第二項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているものに限る。第三節及び第七十九条第一項を除き、以下同じ。）をいう。

（一般事業主の雇用義務等）

第四十三条　事業主（常時雇用する労働者（以下単に「労働者」という。）を雇用する事業主をいい、国及び地方公共団体を除く。次章及び第八十一条の二を除き、以下同じ。）は、厚生労働省令で定める雇用関係の変動がある場合には、その雇用する対象障害者である労働者の数が、その雇用する労働者の数に障害者雇用率を乗じて得た数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。第四十六条第一項において「法定雇用障害者数」という。）以上であるようにしなければならない。

２　前項の障害者雇用率は、労働者（労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、安定した職業に就くことができない状態にある者を含む。第五十四条第三項において同じ。）の総数に対する対象障害者である労働者（労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、安定した職業に就くことができない状態にある対象障害者を含む。第五十四条第三項において同じ。）の総数の割合を基準として設定するものとし、少なくとも五年ごとに、当該割合の推移を勘案して政令で定める。

３～５　（略）

（一般事業主の対象障害者の雇入れに関する計画）

第四十六条　厚生労働大臣は、対象障害者の雇用を促進するため必要があると認める場合には、その雇用する対象障害者である労働者の数が法定雇用障害者数未満である事業主（特定組合等及び前条第一項の認定に係る特定事業主であるものを除く。以下この条及び次条において同じ。）に対して、対象障害者である労働者の数がその法定雇用障害者数以上となるようにするため、厚生労働省令で定めるところにより、対象障害者の雇入れに関する計画の作成を命ずることができる。

２～４　（略）

５　厚生労働大臣は、第一項の計画が著しく不適当であると認めるときは、当該計画を作成した事業主に対してその変更を勧告することができる。

６　厚生労働大臣は、特に必要があると認めるときは、第一項の計画を作成した事業主に対して、その適正な実施に関し、勧告をすることができる。

（一般事業主についての公表）

第四十七条　厚生労働大臣は、前条第一項の計画を作成した事業主が、正当な理由がなく、同条第五項又は第六項の勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

○　障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和35年政令第292号）（抄）

（障害者雇用率）

第九条　法第四十三条第二項に規定する障害者雇用率は、百分の二・三とする。

附　則　（平成二九年六月三〇日政令第一七五号）　抄

１　（略）

（経過措置）

２　第一条の規定による改正後の障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（この項及び附則第四項において「新障害者雇用促進法施行令」という。）第二条、第九条、第十条の二第二項及び第十八条の規定の適用については、当分の間、新障害者雇用促進法施行令第二条中「百分の二・六」とあるのは「百分の二・五」と、同条ただし書中「百分の二・五」とあるのは「百分の二・四」と、新障害者雇用促進法施行令第九条中「百分の二・三」とあるのは「百分の二・二」と、新障害者雇用促進法施行令第十条の二第二項中「百分の二・六」とあるのは「百分の二・五」と、新障害者雇用促進法施行令第十八条中「百分の二・三」とあるのは「百分の二・二」とする。

３・４　（略）